

検討委員会の運営等について

1 会議の公開等について

- (1) 会議は、原則公開とします。
- (2) 開催方法は「対面」を原則とします。
- (3) 傍聴については、「傍聴に係る注意事項」に沿って運営します。

2 会議録の作成について

- (1) 会議録の記載は全文記録とします。
- (2) 委員は名前を言ってから発言をしていただきます。
- (3) 会議録作成用に、事務局にて音声を録音します。
- (4) 事務局で会議録を作成したうえで、委員に会議録の校正をしていただき、確定することとします。

3 意見・提案シートについて

- (1) 傍聴席に意見・提案シートを設置し、傍聴者から提出された意見・提案について、次回検討委員会にて、その全文を参考資料として委員に配布します。
- (2) 委員から審議に取り上げたいと申し出があった場合、審議の内容等を考慮し、必要に応じて、議題として取り上げます。